平成２１年（フ）第７５８号
埼玉県北本市栄７番地３－５－106
債務者　寶田　宗徳
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６５号
埼玉県朝霞市岡３丁目９番68号　マミアＣ号室
債務者　柳澤千代子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０４号
埼玉県北本市中丸９丁目216番地１
債務者　來山ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
埼玉県入間市豊岡１丁目３番７号　パストラーレアライ606
債務者　佐藤　安浩
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２８号
埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57　ライオンズマンション川越第３－109号室
債務者　三浦　和子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８７号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台３丁目３番８号　中野方
債務者　池田　隆一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台３丁目３番８号　中野方
債務者　池田　裕美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
埼玉県桶川市下日出谷西３丁目15番地の35
債務者　瀬川　握美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
埼玉県川口市新井町17番１号　サンライズコーポ202号
債務者　谷口　榮治
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
埼玉県幸手市東２丁目36番４号
債務者　後上　奈々（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目３番１号　大洋ビル305
債務者　佐久間幸子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号３－104
債務者　齋藤　麻子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４０号
埼玉県鳩ヶ谷市南７丁目33番21号　中村コーポ201号
債務者　牧野　任史
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４４号
埼玉県川口市並木２丁目31番３号　グリーンパークウエスト川口２－Ｂ号室、住民票上の住所埼玉県北埼玉郡騎西町大字中種足1437番地４
債務者　齋藤　優子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２－17－201
債務者　辻　　信明
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
さいたま市見沼区東大宮６丁目52番地４　パンシオン東大宮Ｎｏ１Ａ棟105号室
債務者　大久保善功
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
埼玉県草加市栄町２丁目４番20－302号
債務者　中山明こと　李　　明雨
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係